

事業者及び県民への要請

熊本県緊急事態宣言の発令に伴い、1月14日（木）から2月7日(日)まで下記の措置を要請

飲食店への要請

- ・ 熊本県全域の全ての飲食店（宅配・テイクアウトサービスは除外）を対象として、営業時間の短縮(午後8時までに関店すること)を要請。
(営業時間短縮要請の期間は1月18日(月)～2月7日(日)※) ※...2月8日午前5時まで
- ・ 酒類の提供を午前11時から午後7時までとすることを要請
- ・ 改めて、県のチェックリスト等を用いた感染防止対策の徹底を要請

県民への要請

基本的考え方

- 【原則】 冬季はさらに感染拡大が起こる可能性が高い。大切な人を守るため、常に感染対策を意識した行動の徹底を！
- ・ 事業所内、家庭内にウイルスを持ち込まないためにも、3つの対策の徹底と「三つの密」の回避を要請。
➡いつでもマスク、こまめな手洗い、有症時はすぐに受診
 - ・ 特に高齢者施設や医療施設の管理者は、従業員や出入り業者を含めた関係者の対策確認によりクラスター防止を！

外出

- ・ 生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請。特に、午後8時以降は徹底を要請。
特に高齢者等とその同居家族の方は、不要不急の外出を避け、人との接触を控えてください。
- ・ 発熱等の症状がある場合は外出せず、すぐにかかりつけ医等に電話し、受診を要請。（特に高齢者の方に徹底を要請）

移動

- ・ 不要不急の県境を越える移動は、控えていただくよう要請。特に「三つの密」のある場及び感染が流行している県外（緊急事態宣言対象地域を含む）への不要不急の移動は自粛を要請。
- ・ 緊急事態宣言対象地域等、感染が流行している県外から本県への移動は控えていただくよう、家族や友人、関係者へ呼び掛けを要請。

飲食店の利用 ・ 会食等

- ・ 5人以上の会食（宅飲みを含む）の自粛を要請。
(会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位としてください。ただし同居家族のみの場合はこの限りではありません)
- ・ また、普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えるよう要請。
- ・ 夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えるよう要請。
- ・ ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店の利用自粛を要請。
- ・ 「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践し、安全な会食の工夫を要請。

事業者への要請

- ・ イベント開催制限の強化：上限5,000人かつ50%以内での開催を要請（1月14日(木)～2月7日(日)）。
また、イベント開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底し、1000人以上のイベント開催を予定する場合は県に事前相談すること(096-333-2478)。
- ・ テレワーク・時差出勤等による接触機会の低減の推進。